

核融合科学研究所研究データポリシー実施に関する申合せ

制 定 令和8年3月3日 所長決定

1. 目的

本申合せは、自然科学研究機構研究データポリシー（令和6年4月1日機構長決定）及び核融合科学研究所研究データポリシー（令和4年10月18日所長決定）に基づき、研究データの管理等を行う上で必要な核融合科学研究所（以下「研究所」という。）及びその構成員の役割及び責任を定める。

2. 定義

本申合せにおいて使用する用語は、以下のとおり定義する。

2.1. 研究データ

研究データとは、研究所における研究と教育に関する活動を通じて取得又は生成されたデータ（当該データを解析又は加工して作成されたデータを含む。）をいい、デジタルか否かは問わない。

2.2. 研究データの管理

研究データの管理とは、データの収集、生成、解析、加工、共有、保管、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。

2.3. 研究データの公開

研究データの公開とは、当該データを広く利用できる状態にすることをいう。公開には、任意の者が研究データを利用できる一般公開と、条件を満たした者のみが研究データを利用できる限定公開がある。

2.4. 研究データの利活用に供する

研究データの利活用に供するとは、公開した研究データ等からより多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをいう。

2.5. 研究者

研究者とは、研究所の職員、研究員等、研究所の研究又は教育に携わる者をいう。

2.6. 共同研究者

共同研究者とは、外部機関の構成員又は個人の資格で研究所の共同研究に参加し、研究所の施設等を活用して、研究又は教育に携わる者をいう。

2.7. 研究代表者

研究代表者とは、研究者のうち、研究データの管理、公開及び利活用について、統括的な権限及び責任を持つ者をいう。研究グループのリーダー（PI）等が想定される。複数の研究者から構成される学術活動を推進するグループ内には必ず配置すること。

2.8. 機関リポジトリ等

機関リポジトリ等とは、研究所で収集又は生成された知的生産物である学術論文、研究データ等を収集し、メタデータを付与して保存・公開するために、研究所が提供するシステムの総称をいう。

3. 適用範囲

本申合せは、研究所並びに研究者、共同研究者及び学生に適用する。

4. 研究者及び共同研究者の役割及び責任

4.1. 研究データの管理、公開及び利活用全般

研究者及び共同研究者は、研究及び教育の実施に当たっては、法令及び研究所の規程等に基づき、研究データの管理、公開及び利活用について責任を持って実施しなければならない。

4.2. 研究データの管理

- (1) 研究代表者は、研究グループにおける研究データの管理に係る方針及び方法を記載した「データマネジメントプラン（Data Management Plan。以下「DMP」という。）」を研究開始時に作成し、変更が生じた際は記載内容を更新するとともに、DMP を当該グループのメンバーに周知し、メンバーによる研究データの管理状況を把握すること。
- (2) 研究者及び共同研究者は、研究グループの DMP に従って研究データを管理すること。
- (3) 研究者及び共同研究者は、研究データの保管等に際し、研究所が定める規則等を遵守すること。
- (4) 研究者は、研究所に採用される前に利活用していた研究データを研究所において保持する場合は、あらかじめ採用前の所属機関、研究所及び研究代表者の承認を得ること。
- (5) 研究所及び研究代表者は、当該研究代表者が研究所を離籍する場合、在籍時に統括していた研究データの管理権限を明確にし、当該研究データの管理者が不在にならないための対応を行うこと。
- (6) 研究者は、研究所を離籍するに当たって研究データを異動先に移管する場合、研究所及び研究代表者の承認を得ること。

4.3. 研究データの公開及び利活用

- (1) 研究代表者は、研究データを公開する統括責任を果たすため、研究データの公開基準の策定及び研究メンバーへの周知を実施するとともに、研究データの公開に当たっては、当該研究データが公開基準に適合しているか確認すること。
- (2) 研究者及び共同研究者は、研究データをオープン・アンド・クローズド戦略に従って可能な範囲で公開し、研究データの利活用に供すること。なお、公開に当たっては、研究者及び共同研究者は、法令、規程等及び契約を遵守すること。
- (3) 研究者及び共同研究者は、研究データの公開に当たっては、研究データの利活用に供するため、次の点に配慮すること。
 - (ア) 研究データに適切なメタデータを付加し、当該研究データの内容及び意義を明確に説明すること。
 - (イ) 研究データの収集方法及び処理手順を付加すること。
 - (ウ) 研究データに個人情報が含まれる場合、当該個人及び関係者の権利利益を尊重し、適切な保護対策を講じること。
- (4) 研究者及び共同研究者は、原則として、機関リポジトリ等を用いて研究データの公開を行うこと。ただし、機関リポジトリ等以外のシステムを用いて研究データの公開を行うことも可能とする。

- (5) 研究者及び共同研究者は、機関リポジトリ等以外のシステムを用いて研究データを公開する場合、システムの信頼性、永続性及び公共性に配慮すること。なお、この場合であっても、当該研究データの所在情報（当該研究データが所在する識別子等）、メタデータ等を機関リポジトリ等に登録することが推奨される。

5. 研究所の役割及び責任

5.1. 研究データの管理、公開及び利活用全般に関する取組

- (1) 研究所は、法令等の遵守及び研究データに関する説明責任を果たすため、以下の取組を行うこと。
- (ア) 研究者及び共同研究者による研究データの管理、公開及び利活用を支える体制や制度の整備
 - (イ) 研究データの管理、公開及び利活用に関する業務の明確化
 - (ウ) 研究データの管理、公開及び利活用に関する情報システムの整備
 - (エ) 研究代表者による DMP 作成に係る項目及び基準の設定
 - (オ) 研究データの管理、公開及び利活用に関する研修、助言等の研究者に対するサポート体制の整備
- (2) 研究所は、研究所が実施する又は実施したプロジェクト等（大型ヘリカル装置プロジェクト等）により生成した研究データの管理及び公開に関する細則を定めること。

5.2. 研究データ管理に関する取組

- (1) 研究所は、研究者及び共同研究者が研究データを適切に管理するため、以下の取組を行うこと。
- (ア) 研究データの管理に適した環境（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が提供する研究データ管理基盤（GakunNin RDM））の提供
 - (イ) 研究データに含まれる個人情報、著作権等の適切な取扱いの確保
 - (ウ) 研究データに関する安全保障貿易管理を含む研究インテグリティのための国等の指針に従った取組
 - (エ) 共同研究契約、利用許諾契約等の関係者間における研究データの権利関係の明確化及び契約遵守
 - (オ) その他、研究データの保護のための必要な取組
- (2) 研究所は、研究データの適切な取扱い並びに研究の公正及び研究の再現性保持のため、以下の取組を行うこと。
- (ア) 研究課題内の研究データの保有主体等の設定及び運用を可能にするための管理環境の整備
 - (イ) 研究及び教育に係る成果の保存環境の整備及び運用
 - (ウ) 研究及び教育活動における研究データの管理に関する証跡、来歴情報等の記録環境の提供
 - (エ) 研究の公正及び研究の再現性に関する啓発
 - (オ) 研究の再現性を向上するツール等の調査及び情報提供

5.3. 研究データの公開及び利活用に関する取組

- (1) 研究所は、機構のオープン・アンド・クローズド戦略に従い、可能な限り多くの研究データの公開及び利活用が行われるように、以下の取組を行うこと。

- (ア) 機関リポジトリ等の運用体制の整備
 - (イ) 機関リポジトリ等におけるセルフアーカイブ機能及び制限公開機能の整備及び運用
 - (ウ) 研究データの公開に関する基準（機関リポジトリ等に関するものを含む。）の整備及び運用
- (2) 研究所は、研究所の有する研究データを利用しようとする者に対する利用許諾契約等の基準の策定及び運用体制の整備を行うこと。

5. 4. 研究者の所属に関する研究所の対応

- (1) 研究所は、研究所に研究者を採用する場合、当該研究者が採用前の所属機関において利活用していた研究データを研究所において保持することを認めないこと。ただし、採用前の所属機関、研究所及び研究代表者の承認を得て、法令、規程、契約等で制限されない場合に限り、当該研究データを研究所において保持することができる。
- (2) 研究所は、研究者が研究所を離籍する場合、当該研究者が利活用していた研究データを異動先機関に移管することを認めないこと。ただし、特段の理由がある場合は承認することもあり得るため、研究者は、必要に応じて研究所に相談すること。

5. 5. 研究者の所属変更に伴う研究所の対応

研究所は、研究者の離籍に当たって研究所及び後任の研究者が承認する場合、当該研究者に、当該研究者が研究所で利活用していた研究データに対するアクセス権を付与することができる。

6. その他

社会状況、学術状況、法若しくは倫理的要件の変化又は自然科学研究機構研究データポリシーの見直しに応じ、適宜、本申合せを見直すものとする。

附 記

この申合せは、令和8年3月3日から実施する。